

## 犯罪被害補償委員会

オンタリオ州内で暴力犯罪の被害に遭ったことがありますか？

一般向けガイドライン

改正：2009年6月

犯罪被害補償委員会（Criminal Injuries Compensation Board、以下「委員会」）は、オンタリオ州内で発生した暴力犯罪の被害者を補償する独立した準司法審判機関です。

委員会は、「犯罪被害者補償法（Compensation for Victims of Crime Act）」を基盤とし、「法定権限手続法（Statutory Powers Procedure Act）」及び「情報の自由とプライバシー保護法（Freedom of Information and Protection of Privacy Act）」を前提としています。

犯罪被害者への補償に関する法律は、オンタリオ州では1967年から存在しています。「法律執行補償法（Law Enforcement Compensation Act, LECA, 1967年）」に始まり、1971年には「犯罪被害者補償法（Compensation for Victims of Crime Act, CVCA）」が成立しました。この重要な任務において、委員会は責任を負う機関として存在しています。

このガイドラインは、すべてのケースを網羅するものではありませんが、以下の概要を示し、補償を申請する方に役立つ情報を提供し、委員会の手続きについて一般に広く理解を深めることを目的としています。

- ・ 犯罪被害補償委員会とその実務
- ・ 申請手続きにかかわるさまざまな過程

この数年間で、委員会に提出される申請数及び提示額は、ともに増加の一途をたどっています。電話での問い合わせに代わり、申請手続に迷った際の補足的な手引きとして、このガイドラインや委員会のウェブサイトなどのツールを、ぜひご活用ください。

委員会のサービスは英語及びフランス語で提供されています。さらに詳しい情報や支援についてお尋ねになりたい場合は、下記にお問い合わせください。

犯罪被害補償委員会（Criminal Injuries Compensation Board）

439 University Avenue, 4th Floor

Toronto, Ontario M5G 1Y8

電話: 416-326-2900 またはフリーダイヤル: 1-800-372-7463

Fax: (416) 326-2883

ウェブサイト: [www.cicb.gov.on.ca](http://www.cicb.gov.on.ca)

## 犯罪被害補償委員会 - 2 ページ

P2

### 目次

概要.....	2 ページ
第 1 部：委員会 .....	4 ページ
第 2 部：申請対象者 .....	5 ページ
第 3 部：利用可能な補償制度 .....	6 ページ
第 4 部：申請の時期 .....	7 ページ
第 5 部：延長の請求 .....	8 ページ
第 6 部：委員会への申請 .....	9 ~ 11 ページ
第 7 部：審問 .....	12 ~ 14 ページ
第 8 部：委員会の命令（決定） .....	15 ~ 16 ページ
第 9 部：決定の再審査または控訴の申立て .....	17 ページ
第 10 部：申請手続きの概要 .....	18 ページ

## 犯罪被害補償委員会 - 3 ページ

P4

### 第 1 部：委員会

犯罪被害補償委員会（Criminal Injuries Compensation Board）は、司法省の独立した準司法審判機関です。

委員会の委員長と委員は、副総督（Lieutenant Governor in Council）が任命します。委員会は、意思決定権において、司法省から独立しています。委員長は、大臣に対し報告を行います。

委員会は、オンタリオ州内で発生した暴力犯罪によって、傷害を負った人、及び死亡した人の補償申請を受け付け、審査を行います。

委員会は、暴力犯罪の被害を受けた方々に対し、公平かつ、思いやりがあり、親切的な仕方です。傾けるための話し合いの場を設けます。これまでの申請者からは、審問手続により、自分たちの経験が確認され、認識される機会となったという意見が寄せられています。委員会は、犯罪被害者が負った傷は、金銭的な補償だけでは決して精算できるものでないことを、よく理解しています。

委員会も、犯罪被害者補償法 ( Compensation for Victims of Crime Act、以下「法律」) も、犯罪被害者の完全な補償を請け負うことはできません。委員会から払われる補償の上限は、制定法により制限されており、すべての被害者は、民事裁判により償還を求める権利を保持しています。

被害者の経験は、それぞれ異なるため、委員会は、1 件 1 件の請求に対し、個々に検討するものとしします。

犯罪被害補償委員会 - 4 ページ

P5

## 第 2 部：申請対象者

犯罪被害者補償法 ( Compensation for Victims of Crime Act ) の第 5 条によると、申請を提出できるのは、カナダ刑法に反する暴力犯罪行為の結果として傷害を負った者、死亡した者のみとされています。この法律の第 5 条(a)では、自動車事故については、故意に被害者を傷つける目的で自動車を使用した場合のみを例外として、対象から除外しています。例外に当てはまる申請者は、運転手の意図を証明することが求められます。

刑法犯罪には、暴行、性的暴行、犯罪に当たる嫌がらせ、謀殺未遂、謀殺などが含まれます。

下記に当てはまる方も、補償の対象となります。

- ・ 傷害を負ったか、死亡した犯罪被害者を世話する責任を負ったことによって雇用収入の損失や、出費を被った人。
- ・ 死亡した被害者の扶養家族である ( 謀殺の場合 ) 人。
- ・ 犯罪を阻止しようとして、または警察による逮捕を手助けしている間に、傷害を負った人。

場合によっては、自分自身または扶養家族が精神的または神経的ショックとして知られる傷害を負ったことについて、申請を出すことができます。これに類する申請について、ウェブサイトには、委員会が決定を下す際に考慮する基準をまとめた事実に関する記載が掲載されています。

法律の第 11 条では、有罪判決は犯罪が行われた決定的な証拠として扱うことが言及されています。ただし、有罪判決が下っていない場合や起訴されていない場合でも、法律の第 16 条(1)で、傷害や死亡を引き起こした犯人が起訴されていない場合や有罪判決が言い渡されていない場合でも、補償を提供することができると言及されているように、申請があれば、補償対象としてみなされます。

委員会では、物的損害、窃盗、または刑事訴訟又は/及び法的手続のためにかかった法的費用については、補償しません。

P6

### 第3部：利用可能な補償制度

委員会では、以下の場合に補償を支払うことができますが、その際、十分な証拠がそろっていることが条件となります。

- ・ 治療 医療費、歯科治療費、心理療法費。これには、救急車代、眼鏡、処方薬、けがを負う前の状態に歯を戻すための処置、事故のために認定療法士から受ける診療などが含まれる。  
ほかの財源による支払いがない費用のみが考慮される。
- ・ 葬儀・埋葬費用：葬儀屋、墓地、墓標、新聞の訃報欄の掲載、死亡出生証明書にかかる費用が含まれる。  
支払いの上限は\$9,000。
- ・ 弁護士費用：弁護士から委員会への申請のための援助を受け、委員会の審問やその他の法的審査については担当しない場合に、考慮される。
- ・ 旅費：治療や委員会の審問のために、被害者が市外へ通わなければならない場合に考慮される。
- ・ 苦痛：暴力犯罪の被害者に支給される。支給額は、事件にかかわった暴力の程度、受けた傷害の重さ、回復までの時間、その後も継続する可能性のある障害、及び事案ごとのその他の要素にもとづいて決定する。
- ・ 雇用収入の損失：事件で負った傷害のために、仕事ができない被害者（または被害者の世話をする責任を負う者）も支給される。1週間あたり\$250が、支払いの上限となる。その他の財源から援助を受ける場合は、その額を考慮し減額する。
- ・ 扶養の損失：犯罪発生時に、死亡した被害者の経済的扶養に頼って生活していた扶養家族に支給される。  
このケースで給付金を受けるには、それまでの金銭的援助の証明を委員会に提出する必要がある。

P7

#### 第 4 部：申請の時期

法律の第 6 条では、補償の申請は、被害者が傷害を負った日または死亡した日から 2 年以内に行う必要があるが、その機関を超えた場合でも委員会が十分な正当根拠があると認める場合には、申請の提出期間を延長することができる、とされています。

第 6 条 補償の申請は、傷害を負った、または死亡した日から 2 年以内に行うものとする。ただし、委員会は、2 年間の期限が終了する前または後に、正当と考えられる場合につき、期限を延長することができる。 2000, c. 26, Sched. A, s. 4 (1).

2 年以上前に発生した暴力犯罪に関与したという方は、まず委員会への申請提出期限を延長する要請を行う必要があります。（「第 5 部：延長の請求」をご参照ください。）

犯罪被害補償委員会 - 7 ページ

P8

#### 第 5 部：延長の請求

法律の第 6 条によれば、補償の申請を提出について、委員会は、正当な場合、期間を延長することができます。委員会は、申請を裏付け、補償の請求に対して適切かつ公平に審査するための十分な証拠がそろっているかを検討します。

延長を許可するには、以下の条件を満たしている必要があります。

- ・ 法律で定義されている暴力犯罪による事件である。
- ・ 延長の申請が遅れたやむを得ない理由がある。
- ・ 法律にもとづいて、委員会が補償の申請について公平かつ適切に審査するための証拠を提出することができる。

20 歳以下の方は、2 年間の期間延長を要請せずに申請を出すことができます。

延長の請求に対し許可が下りると、補償の申請を進めることができます。申請者には、申請のための書式と、延長の許可通知を合わせた封書が送達されます。

延長の請求が却下されると、委員会の決定とその理由を示した通知が発送されます。委員会の決定に対し、司法審査の申請をすることによって、審査の申立をすることもできます。

犯罪被害補償委員会 - 8 ページ

P9

## 第 6 部：委員会への申請

### 手順 1：委員会に連絡する

申請書は犯罪被害補償委員会を通してのみ入手できます。

電話、ファックス、郵送のいずれかの方法で申請書を依頼することができます。

電話：(416) 326-2900 またはフリーダイヤル 1-800-372-7463

FAX: (416) 326-2883

郵送: 犯罪被害補償委員会 (Criminal Injuries Compensation Board)

439 University Avenue, 4th Floor

Toronto, Ontario M5G 1Y8

委員会への最初の連絡は、電話か郵送で行います。申請サービス担当者 (Claims Service Representatives, CSR) が受け付け、申請を始める際のサポートをいたします。

CSR は、申請者本人と犯罪について一連の質問をします。この際、この制度の利用資格があるかを CSR が評価するために、できるだけ多くの情報を伝えていただくことが重要になります(「第 2 部：申請対象者」をご参照ください)。

### 手順 2：申請書セット (申請書)

制度の利用資格ありと判断されると、申請者に記入していただく申請書のセットが郵送されます。

申請者が 18 歳以下の場合は、親、法定後見人、その他の責任を負う成人の方が、第 8 項の基本的な情報の記入欄をはじめ、申請書を本人に代わって記入する必要があります。

何らかの理由で申請書が記入できない場合は、18 歳以上の成人が本人に代わって第 8 項を含む申請書を記入することができます。申請書に完全に記載できない場合には、必ず記入済みの申請書に、その旨の説明を添えて、委員会に提出してください。

申請について、本人の代わりに委員会に問い合わせる状況を確認するように、誰かに許可することは可能です。あなたがこの権限を与える人の氏名とファイル番号を明記した書面の原本を、委員会に提出しておく必要があります。書面には、必ず署名と日付を入れてください。その人には、申請の状況について情報を入手する権限が付与されます。指定された人に与えられる権限には、申請ファイルに含まれるいずれかの情報を変更したり、ファイルに含まれるいずれかの文書を要求したり、受け取ったりする権利は含まれません。

P10

#### 第6部：委員会への申請（続き）

これは、プライバシーと文書の機密保持のためです。

記入する前に、申請書の全体をよく確認してください。

申請書を記入する際に、助けが必要な場合や、質問がある場合は、このガイドラインに掲載されている番号から申請サービス部にお問い合わせください。

作成した申請書は、委員会に対する正式な記録となります。したがって、提出する情報が正確であること、できるだけ多くの情報を提供していただくことが、重要になります。

委員会に申請書を送る前に、署名と日付があることを確認してください。作成済みの申請書はできるだけ速やかに委員会に郵送してください。ファックスで送信された申請書やコピーしたものは、受理されません。

各申請書には、ファイル番号が付されています。委員会に送る情報や書面には、すべてこの番号を記載しなければなりません。委員会に電話するときは、申請に関する情報を提供する前に、必ずこの番号を伝えてください。

委員会に申請をする際に、必要ということはありませんが、弁護士についてもらうことができます。弁護士を頼む場合は、委員会はすべてのやり取りを弁護士と行います。ファイルについて情報が必要な場合は、それを入手するには弁護士を通す必要があります。これは、代理人やパラリーガルと代理契約を結んでいる場合にも適用されます。

#### 手順3：補足文書

署名と日付のある完成した申請セットが委員会で受理されると、申請者のファイルに、補償分析官（分析官）が割り当てられます。その時に委員会が抱えている申請の数によっては、ここまでに時間がかかる場合があります。審問に備えて、分析官から申請についての補足情報が求められ、申請を裏付ける以下に挙げるような証拠を委員会に提出するよう要請されます。

- ・ 事件発生時または直後に受けた治療に関する医療専門家による報告書または病院の報告書
- ・ 事件発生時について証言または言及する友人や親類からの供述
- ・ 何らかの児童援助団体または警察の関与についての情報

P11

#### 第 6 部：委員会への申請（続き）

委員会から要求された報告書のために、病院の報告書発行にかかる費用は全額委員会が負担し、医療、歯科、心理療法の報告書 1 通当たり \$100 を上限に支払われます。請求書原本を、記録及び報告書に添えて委員会まで直接ご郵送ください。委員会に提出する請求書には必ずファイル番号を記載してください。

事件についてすでに警察に報告がなされているときは、委員会は警察に連絡し、事件に関して記録された報告書を要請します。委員会にできるだけ多くの情報を提供しておくなら、委員会が警察の記録を要請する際に役立ちます。

法律の第 11 条では、有罪判決は犯行が確実に遂行された決定的な証拠として扱われる、と述べられています。ただし、第 16 条(1)で、傷害または死亡の結果をもたらした犯罪で起訴されているか、有罪判決が言い渡されているかにかかわらず、補償を支払うことができるとあるように、有罪判決が言い渡されていない場合でも、申請は有効とみなされます。

#### 手順 4：審問に備えてファイルを準備する

委員会に必要な情報をできるだけ早く提出すれば、委員会も申請の審問の日程をできるだけ早い時期に設定することができます。

この手順についての案内は、分析官が行います。分析官は、医療、心理療法、警察、法廷について関連するすべての情報（該当するものについて）がそろっていることを確認し、場合によりファイルを揃えるために必要な補足情報を申請者に依頼します。

申請のための審問は、警察による捜査及び/又は裁判がすべて終了するまでは、日程を組むことができませんので、ご了承ください。

分析官が審問に備えてファイルが完成したと判断した段階で、ファイルは審問部に送られ、審問の日程が設定されます。

法律の第 14 条にもとづいて、支援、医療費、葬儀費用の暫定給付を申請することができます。審問前に給付を受ける資格の有無について審査を受けるには、警察や病院の記録など、委員会が審問の際に補償は提供されるという結論に達することができるように、十分な証拠が揃っていなければなりません。

委員会の慣行として、中間の申請を検討するのは一回です。



P12

## 第 7 部：審問

審問は、犯罪の結果として傷害を負った者について、暴力犯罪の被害者かどうかを委員会が決定し、補償が給付されるなら、その額をいくりにするかを決定することを目的に行われます。

補償を給付するかを決定するにあたり、委員会は以下の点を考慮します。

- ・ その事件は、カナダ刑法に記載されている暴力行為に該当するか。これには自動車の使用を含む事故は含まれない（自動車を凶器として扱った場合は除く）。
- ・ 申請を裏付ける信頼できる情報が十分にそろっているか。
- ・ 被害者が警察に協力しているか、あるいは犯行について迅速に警察に通報するのを怠っているか。
- ・ 申請者が、犯行の原因の一つとなっていないか。
- ・ 申請者に対し、社会扶助以外の他の財源から、給付金や補償が支払われていないか、または支払い可能のものがないか。

どの種類の審問を行うかは、委員長が決定します。

書面による審問の場合、当事者は出席しません。委員がファイルに含まれている裏付けとなる情報をすべて確認した後で、決定を下します。申請者には、いつ審問が行われるか書面で通知されます。

口頭による審問の場合、当事者が直接または電子回線経由で出席します。申請者は、口頭審問には必ず出席しなければなりません。何らかの理由により、審問に出席できない場合は、「法定権限手続法 (Statutory Powers Procedure Act)」第 7 条に準じて、委員会は申請者不在で審問を行い、ファイルによる情報にもとづいて決定を下します。

通常、委員 2 名が審問審査を行い、うち 1 名が審問の審査長を務めます。審査員は、申請者に対し、事件や傷害に関する質問を行うことができます。口頭審問は、申請の内容に性的暴行、家庭内暴力、児童虐待が含まれる場合を除き、通常は一般公開のもとで行われます。

審問の回数を増やし、審問までの待機期間を短縮し、より申請者の利便性を改善するために、委員会では、州内の 20 ヶ所（トロント、ケノーラ、サンダーベイ、スーセントマリー、ノースベイ、サドベリー、ウィンザー、ロンドン、オタワ、ナイアガラフォールズ、セントキャサリンス、キッチナー、ピーターバラ、オリリア、ティミンズ、ハミルトン、ドライデン、スールックアウト、キングストン、ベルビル）で審問を開いています。

P13

#### 第7部：審問（続き）

加えて、バンクーバー、ブリティッシュコロンビアでも審問を行っています。

性的暴行、家庭内暴力、児童虐待による事件の場合や、申請者が犯人（容疑者）を恐れる何らかの理由がある場合には、電子審問を行うことができます。電子審問では、申請者が審査団のいる場所に行き、犯人（容疑者）とその証人は別の場所に行きます。犯人（容疑者）は、電話会議の方法で審問に参加します。

委員会は、審問を行う場所と時間を決定し、当事者は委員会が指定した時間と場所に向かわなければなりません。通常、委員会は、やむを得ない緊急事態を除き、延期はしません。

#### 口頭審問を受ける場合の補足情報

委員会の審問に参加する可能性のあるのは次の人たちです。申請者、犯人（容疑者）、その法的代理人、証人。

審問の少なくとも10日前までに、申請者、犯人（容疑者）、彼らの法的代理人に審問の通知が送付されます。

委員会は、審問通知の送達手段として郵送、ファックス、翌日配達便を利用します。委員会からの通知及び添付物には以下の情報が含まれています。

- ・ 審問の日時
- ・ 審問を行う場所
- ・ 審問の目的と適用される法令の関連する条項についての参照資料
- ・ 当事者不在のときも委員会はそのまま進行すること、欠席した当事者は手続きにおいてそれ以降、通知を受ける権利を失うことについての説明

申請の対象になっている子どもは、審問に参加する資格はありますが、必ずしも要求されてはいません。

いくつかの言語については、通訳サービスを手配することができます。

委員会の審問は、訴訟手続の場合ほど正式のものではありませんが、証拠についての特定の手順と規定に遵守しなければなりません。たとえば、当事者には弁護人に弁護を受ける法的権利があることや、真実を語ることを宣誓または確認させられることなどです。

犯罪被害補償委員会 - 13 ページ

P14

## 第7部：審問（続き）

刑事事件の訴訟において求められるのは「合理的な疑問を容れない程度の有罪立証」という基準であるのに対し、委員会の決定で求められる証明基準は、「蓋然性の均衡」です。したがって、犯罪が起きた事実だけでなく、その犯罪の結果、傷害を負ったことについても、蓋然性の均衡に基づいて証明しなければなりません。

委員会は、あらゆる供述証拠、文書、手続に関連するその他の事項について、伝聞証拠も含めて事実と認め、検討材料にすることができます。文書や報告書については、どんな情報源によるものでも、その作成者が本人であってもそうでなくても、事実と認めることができます。事実を確立するために、資料の重要度は委員会が決定します。

審問の当事者は、事実を完全かつ公平に解明するために必要であれば、合理的な方法で、証人を呼んで審査したり、議論や提案を展開することができます。

委員会は、必要と考えられる場合、審問の秩序を維持し、手続の悪用を避けるため、そのような命令や指示を発する権限を有しています。

当事者が審問において、間違いなく証人が同席することを希望する場合、その人は委員会に召喚状の発行を依頼しなければなりません。召喚状が発行されたら、その人が証人に直接送達されるよう手配し、出席に要する適切な費用も用意する必要があります。

委員会から謄本は提供されません。通常、委員会では審問の録音は許可されていませんが、当事者が資格のある法定速記者を雇いたいと希望する場合は、書面で委員会に申請することができます。

## 開示

当事者への情報の開示は、プライバシーに対する懸念、精神衛生に関する規制、主張の内容を知る必要、秘密保持と安全上の問題の対象として扱うものとします。委員会によって収集された情報はすべて、「情報の自由とプライバシー保護法（Freedom of Information and Protection of Privacy Act）」の対象となります。

犯罪被害補償委員会 - 14 ページ

P15

## 第8部：委員会の命令（決定）

委員会は、申請者、犯人（容疑者）、証人から得た証言と証拠書類、及び警察による調書、訴訟記録、診療記録、診断書、その他申請に関連する特定の文書をもとに決定を下します。審問の審査団が、責任をもつ

て適宜それぞれの情報の重要度を定めて決定を下します。

決定は、審問から 12～20 週の間で書面で申請者に郵送されます。

決定書となる「委員会の命令」は、申請者から報告されている最新の住所宛に、給付金の小切手を添えて（あれば）郵送されます。住所や電話番号が変更になった場合は、必ず変更後すぐに委員会に知らせてください。

申請者に一括で支払われる金額は、事件 1 件あたり最高\$25,000 です。また、事件により複数名が被害を負った場合、委員会は、全申請者に対しての合計で\$150,000 を給付することができます。

事件により回復不能な傷害を負ったり、支援を失った場合には、定期給付が受けられます。

- ・定期給付、法律の第 19 条（1）にしたがって、一括払い分の補償額は最高\$12,500 となります。
- ・定期給付の最高額は、月額\$1,000、総額\$365,000 となります。
- ・定期給付の継続期間は、委員会では通例、固定のみとなります。また、法律の第 25 条にもとづいて委員会はいつでも給付に対する審査を行うことができます。

申請者による弁護士への支払指示

委員会は、通常、申請者への直接給付を命じますが、申請者から弁護士に払うよう指示があった場合、委員会はこの指示に従います。ただし、条件として、審問の事前または審問の際に、ファイル番号を記載し、第三者の証人のもとで申請者が署名した指示を提出する必要があります。

犯罪被害補償委員会 - 15 ページ

P16

第 8 部：委員会の命令（決定）（続き）

委員会の命令に対する変更申請

委員会からの補償を受けた事件の直接的な影響により、さらに補足的な治療が必要になり（カウンセリング、心理療法、歯科治療など）、それが他の財源から補われない場合、法律の第 25 条にしたがって、指定の治療費の支払いを受けるよう命令の変更申請を出すことができます。

第 25 条によれば、以下の問題についても、委員会が適切と考える方法により、追加補償を受けることができることになっています。

- a) 新しい証拠が入手できた場合
- b) 決定以降に状況の変化があった場合、または決定による変動があった場合
- c) 委員会が関連性を認めるその他の問題

第 25 条の命令の変更要請を提出できるのは、最初の決定を受領した時以降です。必ず書面にて提出してく

ださい。法律の第 25 条による要請は、委員会から補償を受けている事件によって受けた傷害に直接関係のある内容に限ります。現在の症状と事件によって受けた傷害との関係を示すために、医療上の書類が必要になりますので、提出してください。

犯罪被害補償委員会 - 16 ページ

P17

第 9 部：決定の審査またはその決定の裁判所への審査の申立て

委員会の決定に同意できない場合、決定の審査または裁判所への審査を申し立てることができます。

申請（書面または口頭）に対し、1 名の委員によって決定が出されている場合は、法律の第 10 条にしたがって、2 名の審査団による審査のための審問を書面で要請することができます。給付命令が発せられているなら、審査審問が設定される前に、給付された小切手を委員会へ返還する必要があります。審査審問の結果として、当初の決定を承認、給付金を増減、または申請自体を棄却する可能性があります。

申請に対し、2 名の委員による審査団が決定を下した場合、法律の第 23 条にもとづいて、法律上の誤りがない限り、それが最終決定となります。2 名の委員による決定については、高級裁判所（部門法廷）への審査の申立のみ可能です。オンタリオ州内での控訴先の問い合わせは、委員会のウェブサイトをご参照ください。

2 名の審査団による決定に対し裁判所への審査の申立を望む場合、委員会の命令を受領してから 30 日以内に Superior Court of Justice(Divisional Court) 上訴裁判所に正式な審査申立書を提出する必要があります。

給付額について裁判所に審査申立をすることはできません。裁判所による審査手続で勝訴するには、委員会による法律判断の誤りを証明しなければなりません。

犯罪被害補償委員会 - 17 ページ

P18

第 10 部：申請手続きの概要

（左側）

委員会へ連絡

有資格決定

申請書類一式の郵送と作成

証拠書類の収集

審問（書面または口頭）

委員会の命令（決定）

審査 / 裁判所への審査申立

（右側）

延長要請（2年以上の場合）

第 14 条による暫定給付（適性を認められた場合に限る）

第 25 条による変更

犯罪被害補償委員会 - 18 ページ

P19

犯罪被害補償委員会（Criminal Injuries Compensation Board）

439 University Avenue

4th Floor

Toronto, Ontario

M5G 1Y8

電話:

416-326-2900

1-800-372-7463

Fax:

416-326-2883

ウェブサイト:

[www.cicb.gov.on.ca](http://www.cicb.gov.on.ca)

犯罪被害補償委員会 - 19 ページ